

平成 29 年 6 月 12 日

公立大学法人 都留文科大学
理事長 横内正明 殿

監事

瀧田和輝

監事

宮本和之

監査報告書

地方独立行政法人法第 13 条第 4 項及び第 34 条第 2 項並びに公立大学法人都留文科大学監事監査規程第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 6 月 12 日に公立大学法人都留文科大学の平成 28 年度における業務の執行について監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査方法の概要

都留文科大学において役員及び関係職員から業務の執行状況について報告を受け、提出された監査調査書等により監査を実施しました。帳票その他証拠書類の原本及び現物の照合確認並びに担当者からの概況聴取・質疑応答などの方法により実施いたしました。

会計監査については、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュフロー計算書及び行政サービスコスト計算書)、決算報告書、平成 28 年度中における各月の合計残高試算表、総勘定元帳、残高証明書などを確認するとともに、事業年度内の特徴ある取引については、関係書類・帳票等の提示を求め、関係部署の担当者から説明を聞くなどの手続きを実施して会計監査を行いました。

業務監査については、平成 28 年度事業報告書の内容について検討し、中期計画に掲げられている 124 項目に対応した年度計画 177 項目の達成状況等を中心に、監査を実施しました。

2. 監査結果の概要

- (1) 業務の執行は、適正に行われていると認める。
- (2) 財務諸表は、法人の財政状態及び運営状況等を適正に表示しているものと認める。
- (3) 事業報告書は、法人の業務運営状況を正しく示しているものと認める。

- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って、決算の状況を正しく示しているものと認める。
- (5) 理事長、副理事長、理事の業務執行に関しては、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められない。なお、理事長、副理事長と法人との間には利益相反取引は認められない。

3. 是正又は改善を要する事項

(1) 会計監査

① 教育経費について

平成 28 年度は 6.3 億円で前年度より 0.9 億円増加している。主な増加項目は屋上防水改修工事等、施設の修繕に係る費用であるが、施設の老朽化が進んでいる中で、設備の修繕に関する経費は今後も増える可能性がある。また、平成 29 年度は新講義棟の竣工に伴う経費が増えることが予想される。そのような状況の中で、節約できるところは積極的に節約していくという姿勢を維持していただきたい。

② 一般管理費について

平成 28 年度は 1.7 億円で前年度より 0.6 億円減少しており、経費削減努力の成果が表れていると評価できる。今後も同様の対応を行っていただきたい。

③ 未払金について

平成 29 年 1 月から 3 月の残高の推移を合計残高試算表より確認したところ、1 月が 65,000 千円、2 月が 56,000 千円、3 月が 348,000 千円で 3 月に残高が大きく増加している。工事代金や退職金の発生など、3 月に残高がある程度増加するのはやむを得ないが、本来であれば 1 月もしくは 2 月に精算、支払を行うべきものが 3 月に未払金に計上されている可能性も考えられる。経費やその他の支払に関して、適時適切に処理を行っていくことについて組織全体で留意していただきたい。

④ 裁判賠償金について

平成 29 年 3 月末時点において 27,000 千円がその他流動資産に計上されている。平成 29 年 3 月に結審となつたが、精算額について双方の合意が済んでいないため、従前通りにその他流動資産に計上している。精算額が確定しだい、費用処理等、適切な会計処理を行っていただきたい。

⑤ 未収学生納付金について

平成 28 年 3 月末の残高が 10,000 千円 平成 29 年 3 月末の残高が 6,500 千円で着実に減少しており、回収に向けての努力が認められる。今後も滞納の発生防止に努めていただきたい。

⑥ 期末手当の会計処理について

平成 28 年 12 月支給の期末手当について、会計処理の際に支給日の登録を間違えたため、帳簿上は平成 28 年 11 月の取引として計上されていた。最終的な財務諸表には影響ないが、このような会計処理の誤りが生じないよう留意していただきたい。

(2) 業務監査

① 平成 28 年度上半期の実績と比べ、3 点以上の評点が 64.4% から 86.2% に上昇して

大幅に改善されるなど、平成28年度末の実績については概ね年度計画を達成しており、中期計画の進捗は全体として順調であると認めることができる。

- ② 数値目標を設定していて、達成度が1点、2点にとどまるもの（No.20. 25. 27. 28. 29. 36. 77. 83. 90. 94. 125. 149など）については、その原因を分析して、具体的な方策を講じるなど、適切に対処することが求められる。場合によっては、数値目標 자체を再検討して、見直すことを考える必要もあるのではないかと考える。
特にNo.83については、前回も指摘したが出版やその前提となる論文作成公表を促す方策が具体的に検討されるべきである。
- ③ 「引き続き協議することとした」あるいは「継続審議を要することになった」「検討を行っている」「検討中」などとされてる事項（No.9. 32. 43. 48. 118. 146など）については、「協議」「審議」「検討」の対象とすべき事項をできるだけ具体的に明示し、達成のための方策を実行しやすくする工夫をすべきものと考える。